

## 令和7年沼津市教育委員会第3回定例会会議録

1 日 時 令和7年3月19日（水）  
午後3時00分～午後4時40分

2 場 所 沼津市民文化センター2階 第2練習室

### 3 日 程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指名（土屋委員 川口委員）

(3) 教育長報告

(4) 議案

議第4号 沼津市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の廃止について

議第5号 沼津市教育委員会所管学校職員辞令式規程の一部改正について

議第6号 沼津市教育委員会公印規則及び沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議第7号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

議第8号 県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について

議第9号 沼津市教職員研修センター規程の一部改正について

議第10号 沼津市民文化センター条例施行規則の一部改正について

議第11号 沼津市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

(5) 協議事項

(6) 報告事項

報告事項1 令和7年2月市議会定例会一般質問等について

報告事項2 令和6年度 魁光章及び静岡県教育委員会優秀教職員表彰について

報告事項3 沼津市民文化センターでの新施設予約・チケット予約システム導入について

(7) その他

(8) 議案

議第12号 沼津市教育委員会所属職員の人事異動について

(9) 報告事項

報告事項4 教育委員会所属職員の逮捕について

### 4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 佐藤清子、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、委員 重光純、教育次長 金子昭人、教育指導監兼学校教育課長 山崎巖、教育企画課長 原将史、学校管理課長 齋藤忠興、教職員研修センター所長 長島須美子、沼津市立沼津高等学校事務長 藤井義昭、文化振興課長 藤井貴弘、学校教育課副参事（教職員担当）兼青少年教育センター所長 田中亮輔、図書館事務長 中澤芳子、こども未来創造課長、山岡祥子、学校給食室長 渡邊偉智洋、情報教育推進室長 三須洋明、文化政策室長 川口治代、

こども未来創造課長補佐 渡邊尚志、学校管理課長補佐 横山憲利、  
学校教育課長補佐 磯部大介、文化振興課係長 森川達生、文化振興課副主任 山崎亮、  
調整担当・教育企画課長補佐 内村一徳、教育企画課指導主事 内村宗靖、  
教育企画課主任 岩崎雄、教育企画課事務補助員 後藤恵

## 5 会議内容

### (1) 開会

奥村教育長が午後3時00分開会を宣言する。

奥村教育長 令和6年度としては最後の教育委員会定例会を迎えた。

市内の小・中学校では、昨日から本日にかけて卒業式、修了式がそれぞれ無事に行われたと伺っている。ここまで大きな事故もなく1年を過ごせたのは、先生方はもとより、保護者を含めた地域の皆様の御支援、御協力の賜物である。改めてこの場で感謝を申し上げたい。

この時期、寒の戻りという言葉をよく耳にするが、先週から今週にかけて戻りの振り幅が実に大きく、もうお彼岸の時期だというのに、東北や甲信地方では大雪注意報が出され、大きな影響を受けている。首都圏も含め、道路等の交通規制も敷かれているということで、この雪の影響はかなり大きいのではないかと思う。特に栃木県の奥日光では、昨日半日で積雪が30cmにも達した。また、御殿場市や小山町でも、今朝は積雪が見られたということである。私もこたつをなかなか片付けられない状況である。年々桜の開花時期は早まっているが、校庭の桜もこれでは開花を迷ってしまうと思う。入学式まで待ってくれればいいが、厳しいのではないか。皆様も体調管理に気を付け、お身体を大事にしてほしい。

### (2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に土屋委員、川口委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

### (3) 教育長報告

奥村教育長 2月7日から3月17日までの39日間、沼津市議会2月定例会が開かれた。第二中学校区における学校適正化の方針やいじめ、不登校に関する質問を始め、多くの一般質問があった。詳細についてはこの後、事務局から報告をさせていただく。  
3月1日には、沼津市立沼津高等学校の卒業式が行われ、市長、議長とともに参加させていただいた。卒業式日和の晴天のもと、充実した高校生活を噛み締めながら、威風堂々と胸を張って旅立つ卒業生193人の姿がとても頼もしく見えた。卒業生を代表して答辞を行った生徒会長である藤井萌香さんは、先生方から学んだこと、友達と切磋琢磨しながらお互いを高め合えたこと、中高一貫教育の6年間で過ごした学び舎での思い出などを振り返り、時折涙をこぼしながら語っていた。その姿に、目の前で聞いていた田中校長を始め、会場にいた全員が胸の熱くなる思いで聞き入っていた。私は笑顔と感謝の気持ちを忘れないで、たくましくもしなやかに自分の道を歩んでほしいということと、貴い志を持って活躍してほしい

というエールを送らせていただいた。大変素晴らしい卒業式であった。その後、3月14日に公立高校の合格発表があったが、来年度は209人の生徒が沼津市立沼津高等学校に入学する予定である。

3月8日には、障害児者の居場所作りなどに取り組んでいらっしゃる特定非営利活動法人「心のまま」が主催し、第四小学校体育館で行われた「心のままワークショップ」に行かせていただいた。こちらは、校舎改築工事が始まった第四小学校を囲っている工事フェンスに、子供たちの思い描いた絵を展示するという企画であり、サポートスタッフである5人の高校生を中心に、1年生から6年生までの約40人が、5つのグループに分かれ、さらにその家族も協力して第四小学校の「四」の漢字、笑顔の「笑」と「顔」の漢字を装飾したり、ちぎり絵で桜の木を表現したりしながら、模造紙2枚分の作品をそれぞれ完成させた。まさに子供の心のままに、自由な発想で取り組んだワークショップであり、色鮮やかで豊かな、世界に一つしかない作品が生まれたと思う。私は最後まで居られなかったが、完成した作品を写真で見せていただき、とても驚いた。大変素晴らしかった。この後、データをプリントしてフェンスに貼るということである。工事の最中はずっと展示されているため、お時間があれば皆様にも見ていただければと思う。今後、沼津市としては学校施設の改修あるいは建て替え工事が続いていく。その際には同様のワークショップが広がっていくといいなと感じたところである。その他出席行事については一覧のとおりで、今年度の教育長報告は以上とする。

#### <議案>

- 奥村教育長 日程（4）議案である。  
本日は8件の議案があるが、議第4号の規則、議第5号の規程及び議第6号の規則は関連する内容である。そのため、議第4号、議第5号、議第6号を一括での説明及び審議とし、審議後に1件ずつお諮りしたいが、一括議案としてよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。それでは日程に沿って進行する。

議第4号 沼津市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の廃止について

議第5号 沼津市教育委員会所管学校職員辞令式規程の一部改正について

議第6号 沼津市教育委員会公印規則及び沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

<沼津市立大平幼稚園の廃止に伴い、沼津市教育委員会が所管する市立幼稚園がなくなることから、関係項目を廃止する。

令和7年度組織改正により、教育企画課に「部活動地域展開推進担当」を設置する。また、「学校管理課」を「学校施設課」に名称変更するほか、所要の改正を行う。>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。

川口委員 議第5号の学校管理課を学校施設課に名称変更することについて。比較的長い

期間、学校管理課という名称だったと思うが、それをここで変えるのには、何がきっかけになったのか教えていただきたい。

奥村教育長 担当業務をよりわかりやすくするというのはどういう意味なのか。  
学校管理課長 確かに学校管理課という名称は長年あった。今後、市の個別施設計画という計画に沿った、校舎の改築や改修工事というのが主な業務となってくる。そうしたとき、市民の皆様からすると、工事のスケジュールや内容といったお問合せをいただく際に「学校施設」という名前であった方が、お問合せをしやすいということがある。ただ、これまで学校管理課が担っていた業務は変わらないため、施設の整備内容が少し増えてくるという部分はあるものの、業務内容としては変わらないということになる。

奥村教育長 これまでも、学校「施設」を「管理」するという意味合いであった。  
川口委員 別に何か他方面から言われたというわけではなく、自発的に名称変更に至ったということか。

奥村教育長 第四小学校の改修がすでに始まったが、沼津市の体制としてこれから令和28年までに及ぶ沼津市個別施設計画の中で、施設整備に重きを置いた名称に変更したということだと思う。ほかにいかがか。

議第4号と議第5号の前半部分は大平幼稚園の廃止に伴った改正であった。議第6号について、これまで部活動は「地域移行」という言葉が使われていたが、文科省の方でも、より浸透しやすくする目的から「地域展開」という言葉を使用し始めている。それを先取りし、「地域展開」という名称でその担当者を新たに教育企画課に置くということである。

よろしければ、1件ずつお諮りする。議第4号 沼津市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の廃止について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第4号について、原案のとおり決する。続いて議第5号 沼津市教育委員会所管学校職員辞令式規程の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第5号について、原案のとおり決する。続いて議第6号 沼津市教育委員会公印規則及び沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第6号について、原案のとおり決する。

#### 議第7号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

<香貫小学校及び大平中学校に知的障害学級が、大岡中学校、長井崎中学校及び原中学校に情緒障害学級が、大岡中学校に通級指導教室が、それぞれ新設されることから、その通学区域を定める。>

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。これまで子供の数はどんどん減っているにも関わらず、特別な支援を要する子供たちの数は増えているということで、来年度に向けて小学校で一つ、中学校で四つの特別支援学級、そして中学校で一つの通級指導教室が新設されるということになる。資料中に、通学区域の説明の図をつけてもらった。新設することによって、どのように変わるのか説明をお願いします。

学校教育課長 例えば知的障害学級の見方についてだが、令和6年度には点線で示されており、これまで香貫小にはなかったことが表されている。香貫小に対象者がいた場合には第三小まで通っていたことになる。今回、香貫小には複数名対象児童がいるということで、香貫小単体となった。これにより、第三小には行かずに、香貫小に通えることになる。ただ、保護者や子供の意向を聞き、香貫小にも通えるがどうするかと確認すると、大体これまで学習していた第三小にそのまま通学することを希望する場合の方が比較的多いような気がする。情緒学級についても、これまで大岡中になかったのが、今回の設置で大岡中単体となった。第四中と大平中は引き続きそのままである。通級指導教室については、今回もともとサテライトとしてあった大岡中が、非常に人数が多いということで2学級に増えた。先ほど御説明させていただいたように、保護者の勤務地と送迎の関係で、すでに通っている通級指導教室を退去しなければいけないという状況もあるため、相談があればそれに応じ、例えば浮島中から第四中に行きたいという場合でも、それを可とするというような形で認めていきたいと考えている。

奥村教育長 資料中の表現で言うと、これまで点線で区切られていたところが、令和7年度は実線で区切られるようになり、新設となった。また、曲線でつながっているところについては、隣接校ではなく少し離れた学校同士であるため、こういった表現になっている。知的障害学級（中学校）では、これまで大平中の子供が第四中に行っていたのが、大平中単独となった。また、情緒障害学級（中学校）では、これまで大岡中の子供が金岡中に行っていたのが、大岡中単独となった。これに対し、大平中はそのまま第四中に通うということで色付けされていない。本来、指定校としてこのように区分しているが、先ほど説明にあった、前年までその学校に設置がない状況で、本来ならば今回新設される香貫小に通うはずであっても通えないという話のように、特別な支援を必要とする子供たちは、やはり環境が変わってしまうことが大きく影響するため、そうした保護者や子供の思いを尊重し、配慮をしていくことが大切である。中学校の通級指導教室に関しても、ようやく市内で3か所設置されたため、全体から見て3つのブロックに分けられたという見方になる。御意見、御質問等あればお願いしたい。

佐藤委員 いずれの場合も、学級数が増えたということは、対象の児童生徒が増加傾向にあるのか。また、資料にある通級指導教室の戸田中が朱書きとなっているが、どんな意味があるのか。戸田中から第四中に通うのは距離が遠い気がするが、その点はいかがか。

奥村教育長 今、質問が2点あった。

学校教育課長 以前と比べて対象児童生徒が急に増えたということではない。やはり合理的配慮という部分で、保護者と学校教職員の双方にこうした理念が広まってきたという部分がある。5歳児健診や就学時健診のときから、非常にていねいに子供

たち一人一人に合わせた対応を図っていくという理念が広がってきた。また、戸田中が朱書きになっていることについては、サテライトとして第四中から週に1回教員が一人戸田中まで行き、そこで支援するという形をとるため朱書きとなっている。説明不足であった。

奥村教育長 小中一貫校の戸田中が朱書きとなっているのは、これまで対象の生徒がいなかったが、小学校での対象児童が中学校に進学したということである。ほかにいかがか。

土屋委員 新旧対照表の朱書きで色々の変更が示されている。今説明のあった新設に関する内容だけでなく、学校の順番が変わったことも朱書きで示されている。私の記憶する限りでは、これまで学校の順番に関しては、創立の順番で表示されていたと思うが、今回こういう形にしたということは、今後はずっとその順番でいくということか。

学校教育課長補佐 今回、資料の新旧対照表で書いてあるのは、知的障害から始まっているが、今回の条文には、その前に普通学級に関して全ての学校名が載っている表がある。その表と、今回の知的障害学級以降の表の学校名の順が合っていなかったことから、今回、普通学級と順番を合わせさせていただいたということである。

奥村教育長 基本的に、第一、第二、第三といったナンバースクールがあったが、3番目に新設の香貫小が入ったというのはどういう経緯か。

学校教育課長補佐 元々、普通学級の表の順番がこの順番になっており、合わせた形になる。通学区域を定める規則には、別表の中で普通学級の次に、知的障害学級、情緒障害学級及び通級学級に関する表がある。その中で今回は、最初に説明している普通学級の表での順番に合わせたということになる。普通学級の表自体は全てナンバースクールのトップからの順番なのかというのは今、定かではないが、設置順にはなっていない。

奥村教育長 第三小の通学区域に香貫小が入っている関係で、香貫小が3番目に来ている。元々、第三小の児童が多くなったので、第三中学校区に香貫小が新しくできた。大岡小も児童数が増えたので大岡小の下に大岡南小が加わったということか。

学校教育課長補佐 普通学級の表に書かれている通学区域は全て中学校区ごとになっている。その中学校区ごとの順番で、第三中学校区の中に第三小と香貫小があるということで、今回こういった形の順番になった。

奥村教育長 少し複雑である。

土屋委員 普通学級の学校に関しては今まで通りの順番でいいということか。

奥村教育長 中学校区で並んでいる。

土屋委員 創立順になっている部分については、そのままということによいか。

奥村教育長 そのとおりである。ほかにいかがか。それでは、御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第7号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について、原案のとおり可決するということによいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第7号について、原案のとおり決する。

議第8号 県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について

< 県規則の改正に倣い、免除条件に関する文言を追加するため、規則を一部改正する。 >

(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。具体的に新旧対照表を見た方が、変わった部分がわかりやすい。御質問等はいかがか。
- 重光委員 今回新設したものは、「職員及び当該職員と同一の世代に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外にそれらの確保を行うことができない場合には、職務専念義務を免除する」という趣旨だと思うが、これは実際どういった場合を指すのか。家はあり、そこに住んでいるが、食糧や水の調達ができないという話だと思う。本人以外に家族がいてそのためだということ。そのため、おそらく一人暮らしの人には適用されないという趣旨だったと思う。「当該職員以外にそれらの確保を行うことができない場合」とは、その人以外に外出できない場合ということか。
- 奥村教育長 例えば、独身で親御さんと一緒に住んでいて、その親御さんが介護を必要とする状況で、とてもそういった調達ができず、自分で給水車まで水を取りに行くことができない状況などかと思われる。
- 重光委員 仮に、職員本人は通常食を食べられるが、職員が介護している親が流動食のような食事しか食べられない状況で、普通の食糧ならあっても特別食はなく、その調達をできるのが当該職員しかいない場合には該当しないということになる。なぜなら、職員の食事はあるからである。「職員及び同一世帯に属する者の生活に必要なもの」に含まれないのかと思った。
- 奥村教育長 県に倣っているということだが、県の方ではどういった改正になっているのか。
- 学校教育課長 私も県費負担教職員であったが、非常にていねいにこういったことを書いていただけののだと思った。今この時期になぜ県がこのような文言を入れてきたのか私もわからなかったが、市職員の場合同様の文言はあるのか確認したところ、市職員にはなかった。あるとしたら、「任命権者が定める場合には免除」という書き振りだったので、市職員ではなく、県費負担教職員のみが対象なのだとわかった部分もある。
- 奥村教育長 県の方の改正は、文言的には全く同じか。
- 学校教育課長 同じである。
- 重光委員 別件で申し訳ないが、この前文にある「風、水、震、火災その他非常災害により交通がしや断された場合」という部分について、「遮断」の遮るという漢字が平仮名で、かつその「や」が捨て仮名ではないのが気になった。
- 学校教育課長 この件に関しては確認し、改めて御報告させていただく。
- 重光委員 公用文に関しては、平仮名の指定など独特のルールがあったと思う。
- 奥村教育長 少しお時間をいただき、確認させていただきたい。
- 重光委員 勉強になる。
- 奥村教育長 ほかにいかがか。県の規則の改正に倣ってということで、第2条関係は新旧対照表にあるとおり改正される。御意見も尽きたのでお諮りする。議第8号 県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について、

原案のとおり可決するということでよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議第8号について、原案のとおり決する。

議第9号 沼津市教職員研修センター規程の一部改正について

＜市立大平幼稚園の廃止に伴い、訓令の一部を改める。＞

(教職員研修センター所長 資料に基づき説明)

奥村教育長

第2条中の文言の削除ということで、その理由等々を説明していただいた。御質問等あればお願いしたい。

特になければ、お諮りする。議第9号 沼津市教職員研修センター規程の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。議第9号について、原案のとおり決する。

議第10号 沼津市民文化センター条例施行規則の一部改正について

＜沼津市民文化センター条例施行規則について、使用者の利便性向上を図るため、ホール以外の諸室の使用許可申請が行える日を使用日の「前7日」から「前5日」に当たる日までに一部改正する。＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長

説明が終わった。施設利用者より申請できる期間を延長してほしいという要望のもとにとということであった。御質問等あればお願いしたい。

重光委員

前5日に当たる日が閉館日に当たる場合はどうなるのかというのがまず一つ。次に、第12条の「条例第8条第2号に規定する使用前とは、次に掲げる期限とする」の中に、「使用日の7日前まで」とあるが、使用前に申し出て止めた場合に使用料の一部返すというこの規定は、申し込み期限と平仄を合わせた規定ではないか。仮に使用の申し入れを5日前までできるのであれば、途中で止めて返してもらえる日も5日前に合わせるのがいい気がするが、そうしなかった理由を伺いたいというのが一つ。また、ここで「30日前まで」「7日前まで」という言い方をしているが、第4条の中では「前5日に当たる日まで」という表記であり、同じ意味を指すのに、表し方が違うので若干の違和感を覚えた。

奥村教育長

御質問は3点ということによろしいか。整理すると、まず、5日前のちょうどその日が閉館日だった場合はどういう扱いになるのかということ。次に整合性について、第12条に関わる使用日の7日前までを5日前にそろえないのかということ。そして表現方法が「7日前まで」と「前5日に当たる日まで」と分かれているということ。これらについていかがか。

文化振興課長

まず、前5日に当たる日が祝日等の場合は、その日を除いた前5日になり、1日延長することになる。また、本改正は利用者の利便性向上の観点から、ホールを除く使用許可申請ができるのを使用日の前7日から前5日に変更するものだが、還付期限については今の理由に加え、安易な申請取り下げにつながる



ことから、申し入れ可能な期間の変更は行わないということで、今回の改正を行ったものである。最後に、表現の仕方については、今までこういった「前7日」という表現をさせていただいた中で、今回の改正については従来どおりの内容の表現という形で改正させていただければと思っている。

奥村教育長 アドバイスとして表現をそろえた方がいいのではという御意見だったと思う。同じ規則の中で言わんとしている表現の方法が違うのはどうかということである。そのあたりについて検討はされるのか。

文化振興課長 そちらの表現の仕方については、総務課と協議し、また改めてお知らせしたいと思う。

奥村教育長 アドバイスをいただいたが、総務課と協議するため、お時間いただければと思う。また、あくまでも利用者の利便性ということで、還付についてはそのままにしておくということによろしいか。

重光委員 承知した。

奥村教育長 ほかにいかがか。それでは、御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第10号 沼津市民文化センター条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決するというのでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第10号について、原案のとおり決する。

議第11号 沼津市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

＜沼津市大平幼稚園の廃止に伴い沼津市教育委員会が所管する市立幼稚園がなくなるため、市立幼稚園が関係する規則について、廃止又は一部改正を行う。＞  
(こども未来創造課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。廃止は管理規則、園則及び教職員の勤務時間等の特例に関する規則の3つである。そして、削除項目として市立学校の学校医、歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行の規則があった。市立大平幼稚園が廃止されるのに伴ってということであった。御質問等いかがか。

重光委員 本件の中身とはあまり関係ないが、【議第11号 概要】とつけていただいているこうした文章は最終的に保存されて記録として残るものなのか。それとも今回の会議で使用するのみなのか。なぜかという、この議第11号のみ、内容が「ですます調」で書かれており、他の議案と表記が異なっている。また、【議第4号 概要】においては、本文上から2行目にかけて「なくなり」の後に「り」が被っている。続く【議第5号 概要】においては、市立幼稚園が「なくなる」が「なる」になっているので文字が抜けている。さらに、【議第10号 概要】においては右上に日付がない。おそらく文章を作成している所管の課が違うためにそれぞれの味付けがあると思うが、もしこれらが全て文書管理規則に基づいて管理され、永く保存していくものだとすれば、そういった部分に関しては直した上で、保存していただいた方がいいのかと思う。

奥村教育長 御指摘いただき、感謝申し上げます。

教育企画課長 御指摘の部分について、扱いとしては、議案の概要を示すものであるが、議事録としては保存するものなので、統一した形で改めさせていただきたいと思う。

奥村教育長 後日精査した上で、議事録として残すということになる。言われてみると、一つだけ「ですます調」で違和感があることに気が付く。御指摘、感謝申し上げます。ほかにいかがか。それでは、御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第11号 沼津市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、原案のとおり可決するというのでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第11号について、原案のとおり決する。

<協議事項>

奥村教育長 日程（5）協議事項は、本日は案件なし。

<報告事項>

奥村教育長 日程（6）報告事項である。

報告事項1 令和7年2月市議会定例会一般質問等について

<本会議で行われた代表質問等について報告する。令和7年度に向けての施政方針に対し、各会派の代表質問として9人の議員から、第二中学校区の学校規模・学校配置の適正化について、産業振興施策について、中学校部活動の地域展開における課題への対応について、教育を基盤としたまちづくりについて、未来を担う子どもの育成について、投票率向上への挑戦について、カスタマーハラスメント対策について、笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまちについて、学校給食について等の質問があり、教育長又は教育次長が答弁を行った。>  
(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。本件に関する御意見、御質問等あればお願いしたい。

佐藤委員 資料4ページにある「県内の県立高校に遠距離通学し、一定の条件を満たす高校生に対して」とあるが、遠距離通学はどのくらいの距離を指すのか。

学校管理課長 今、手元に今細かい数字はないが、遠距離とは市外に出るような距離のことで、月額15,000円などといった一定の基準を超えるような定期代等に対して、超えた分に対する補助が県の制度としてあることは確認できている。

佐藤委員 それは周知していることなのか。

学校管理課長 県の補助ということで、今は県が周知しているところではあるが、沼津市としての周知は不足しているかもしれない。

佐藤委員 知らない保護者もいるかもしれないということか。

学校管理課長 その可能性はある。県立高校の生徒には学校内で伝わっているとは思う。

佐藤委員 例えば、県立田方農業高校に通う生徒は、伊豆箱根鉄道を使用するため、住んでいる場所によっては日本一高い定期代になるかもしれないという話を聞いたことがある。こういう制度があることを知っていないのだと思った。

奥村教育長 おそらく入学説明会の機会や、あるいは学校が始まるにあたって事前に通学方法を確認するため、定期を購入するタイミングで、県ではこういった制度があることのお示しはしていると思う。ただ基準が距離なのか、金額なのかというところ。今の話にあったように、伊豆箱根鉄道がかなり高額だという話もあるため、また基準については確認をしていただきたいと思う。

学校管理課長 承知した。

重光委員 同じく4ページに関して。沼津の教育の特徴的な部分である「ビブリオバトル」や「私の主張大会」がある。「私の主張大会」については、私も何度も拝聴しており、非常にレベルが高く、中学生が自分たちの考えていることをわかりやすく伝えられているところに毎回感心している。また、「ビブリオバトル」についても同様に、いかに自分が体験したことや伝えたいことを相手にうまく伝えられるかということの大切さに改めて気付かされた。このような形で、自分たちの思いを伝えさせる機会を市で設けているのは、非常に良いことだと思う。将来、仕事に就いたときに、自分の考えを的確に相手に伝えられる能力は非常に重要な役割を持つと思う。私も、日頃から言語能力については力の源だと思っている。言語能力をいかに磨いていくかはとても大事なことだと思っており、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思う。また、7ページにスクールロイヤーやカスタマーハラスメントに関して書かれてあったが、現場の先生ばかりに対応を任せていると、先生方も判断がつかないことがあると思う。やはり専門家にアドバイスを求めることや、クラス担任に任せきりではなく、校長や教頭といった上司の方が外部機関に協力を仰ぐべきかと思う。窓口を教育委員会として、学校現場でも教職員に対する安全配慮義務があるため、カスハラに関して担任の先生ばかりに任せきりにし、そのことが原因で心身を病んでしまうことになると、今度は、その先生に対して沼津市の方が損害賠償義務を負う可能性もある。保護者の人権の問題を言われることもあるが、先生方の人権も大事であり、その点の判断がつかない場合、スクールロイヤー等の専門家を利用していただければと思っている。

奥村教育長 まず、言語能力の育成について。学校教育課長から御意見をいただきたい。

学校教育課長 沼津市独自の言語読解事業は、開始して15年ぐらいが経つ。その中で一つの成果として出てきているが、やはり自分の思いを自分で考えた言葉で表現することはどうしても全国的に課題となる部分である。今、地域学習等を中心に、探究学習を進めているため、今後また次の新言語化に向けてどのように沼津市の教育を進めていくのかについて、こちらも協議し始めている。

奥村教育長 言語読解については小中一貫して、小学校段階での取組、それを受けての中学校段階の取組、さらに高校でも、というようにつながっていく。まさに、「ビブリオバトル」は小学生の部、中学生の部それぞれの段階に応じてその成果が見られる。特に、高校生の部においては沼津市立沼津高等学校の生徒が毎年県大会でチャンプ本や準チャンプ本といった上位入賞を果たしていることもあり、その高校生の発表の姿を見て小・中学生が刺激を受け、もっとこうなりたいというモチベーションが上がっていくような取組を行っている。こうした能力は決して「ビブリオバトル」だけで育てているわけではなく、やはり普通の先生

方の授業の中でも意識的に子供たちに言語能力やコミュニケーション能力を育てていることがベースにある。「私の主張大会」では、私も毎年感動している。学校教育課が中心となり、この度また法教育についての協定を結んだ。スクールロイヤー等に関して、沼津市としては県の制度を活用しながら取り入れていく。これについて、学校教育課長補佐より説明願いたい。

学校教育課長補佐 カスハラと言われるものの類では、やはり学校現場でも事案があり、市教育委員会にも相談がある。そうした中で、委員がおっしゃったように、法律の専門家からのアドバイスは現場にとってとても心強いものとなっている。現状は、県がスクールロイヤー制度を作成し、各市町が市教育委員会をとおして相談できるような制度となっている。これまでは起こった事案に対して定期的に弁護士にまとめて相談していたのが、昨年くらいから随時相談、実地相談という形で、何か事案が起こった場合、可能な限りスピーディーに対応していただけるような制度ができた。これを最大限に活用しながら、事案が複雑化し、こじれてしまう前に相談するような体制を整えている。

奥村教育長 重光委員も携わっていることと思うが、沼津市も含めて各自治体でも顧問の弁護士に御協力いただいている。やはり我々も話し合いをするときに必ず迷うところで、専門家の御意見を伺いたいと思うことがあり、学校現場ではなおさらのことと思う。この制度は本当にこれからも充実させていくべきだと思っている。ほかにいかがか。なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項2 令和6年度 魁光章及び静岡県教育委員会優秀教職員表彰について

＜他の模範となる優れた教育実践をしている教職員を顕彰し、その功績を多くの人に周知する。

魁光章…沼津市立大岡中学校 養護教諭 中村富美子

静岡県教育委員会優秀教職員…沼津市立愛鷹小学校 教諭 山越美希

沼津市立第二中学校 事務主査 原健生＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。魁光章については、平成22年度より選考を開始しているが、毎年こうして表彰者が出るわけではない。その年によっては、該当者なしということもあった。選考委員会にてこれまでの経歴を評価し、今年度については養護教諭の中村先生の受賞が決まった。御質問等はいかがか。なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項3 沼津市民文化センターでの新施設予約・チケット予約システム導入について

＜沼津市民文化センター利用者の利便性向上のため、インターネットからの正接予約及び後援チケット購入と、施設使用料等のキャッシュレス決済が可能となるシステムを令和7年4月1日から導入する。＞

(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。4月1日から利用開始ということである。本件に関する御質問等あればお願いしたい。

重光委員 先ほどの議案の中で、予約受付は休館日を除く5日前までであったが、ネット予約の場合、休館日の予約は可能か否か教えていただきたい。

文化振興課長 休館日についても、こちらのシステムは稼働しているため、ネットについては通常通りの利用が行えることになる。

奥村教育長 大小ホールを除くものについては休館日も予約ができ、システムが稼働している時間帯であれば予約可能とのことである。

重光委員 先ほど、5日前が休日の場合はその前の日までとおっしゃっていたが、それはアナログの場合ということか。

文化振興課長 そのとおりとなっている。

奥村教育長 ネット予約の場合、休館日は除かないということである。ホールについては、これまでどおりアナログとなる。

川口委員 おそらく利用される方はスマートフォンからが多いかと思うが、中にはパソコンから予約される方もいると思う。その場合、何か表示が少し変わったりするのか。どちらでも対応可能なのか。

文化振興課長 スマートフォンに関しては、スマートフォン専用のページということで閲覧が可能となっている。

奥村教育長 ほかにいかがか。なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程（7）その他である。  
何かあるか。なければ、残る日程は非公開とする。

---

議第12号及び報告事項4は、人事案件であるため非公開とする。

奥村教育長 以上で本日の定例会を閉会する。

午後4時40分 閉会